

令和3年1月20日発行

I 【重要】～介護サービス事業所・施設等の皆さまへのご案内～

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の申請期限を令和3年1月29日（金）（必着）まで延長しましたので、慰労金支給申請や補助金交付申請がまだお済みでない事業者様は、期日までの申請をお願いします。

長野県では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱等に基づき、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給や、介護サービス事業所・施設等における感染症対策及びサービス再開への支援事業（補助金）を実施しております。

具体的な事業に係る手続き等については、下記問合せ先へのお問合せ又は長野県ホームページによりご確認ください。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「高齢者施設」
→「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/corona/20200804.html>

<留意事項>

・介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）慰労金支給事業及び感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業・介護サービス再開に向けた支援事業（補助金）のいずれにつきましても、申請書類提出期限は令和3年1月29日（金）（必着）となっています。

・申請に当たっては、上記URL先に掲載されているQ&A等をよくご確認ください。

【問合せ先】長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター（介護分）

電話：026-217-0845（受付時間：平日8:30～17:00）

メールアドレス：nagano_shien@bsec.jp

II 高齢者虐待防止対策の一層の推進についてご配慮をお願いします

厚生労働省老健局高齢者支援課から「令和元年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果について、下記により公表されましたのでお知らせいたします。

近年、全国においては、養介護施設従事者等による高齢者虐待が増加しています。

養介護施設及び事業所におかれましては、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定を改めてご確認いただくとともに、利用者が安心して過ごすことができる環境が提供できるよう、従事者個々人への意識啓発もさることながら、組織全体として高齢者虐待防止対策の一層の推進についてご配慮をお願いします。

(高齢者虐待防止法の規定)

・未然防止対策

定期的な研修の実施、利用者・家族からの苦情処理体制の整備、その他の虐待防止等のための措置を講じるもの。

・早期発見

養介護施設従事者等は、高齢者虐待の早期発見に努めること。

・通報の義務

養介護施設従事者等は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

・通報による不利益扱いの禁止

養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由として解雇、その他不利益な扱いを受けない。(公益通報者保護法においても、労働者が事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を所定の要件を満たして公益通報を行った場合には通報者の保護を規定)

○厚生労働省ホームページ掲載先URL

(令和元年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査)

「ホーム」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」→「高齢者虐待防止」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html

○認知症介護研究・研修センターホームページ掲載先URL

「トップ」→「学習支援情報」→「研究報告書」→「センター研究報告書」→「仙台センター」→「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」

https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/list_center_3.php

○長野県掲載ホームページ掲載先URL

「ホーム」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧(本庁)」→

「介護支援課紹介」→「高齢者虐待を防ぎましょう」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/sodan/koureisha.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 計画係 電話：026-235-7111 (直通)

III 令和3年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の計画書の提出期限について

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書については、例年2月末を提出期限としておりますが、令和3年度の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の計画書の提出については、令和3年度介護報酬改定において介護職員処遇改善加算の職場環境等要件の見直しや介護職員等特定処遇改善加算の平均の賃金改善額の配分ルールの見直し等が予定されていることから、厚生労働省告示の公布後、改めて県ホームページ等でご連絡させていただきます。

様式が変更になる可能性もありますので、計画書の作成はしばらくお待ちください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121 (直通)

【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。

介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

○令和2年度末の更新申請について

令和2年度更新研修について日程が公表されました。詳細は下記ホームページにてご確認ください。

<http://www.nsyakyo.or.jp/news/2020/10/2-23.php>（長野県社会福祉協議会ホームページ）

それに伴い下記対象者の更新申請受付期間について以下のとおりとしています。

対象者 令和3年3月1日～令和3年3月31日に有効期間満了を迎える者（新型コロナウイルス感染症に係る特例措置により有効期間が令和3年3月31日まで延長されている方も対象となります。）

更新申請期間 令和2年12月1日～令和3年2月10日

※令和2年度末までに更新研修を修了予定の方については、研修修了書の写しを除く必要書類を揃え申請してください。なお申請書の「更新研修等修了年月日」欄は空欄としてください。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新申請期間
2021年3月1日～2021年3月31日	2020年12月1日～2021年2月10日 ※申請予定者多数のため、2020年12月から受付を開始しています。可能な限りお早めに申請していただきますよう、ご協力をお願いします。
2021年4月1日～2021年4月30日	2021年2月11日～2021年3月10日
2021年5月1日～2021年5月31日	2021年3月11日～2021年4月10日
2021年6月1日～2021年6月30日	2021年4月11日～2021年5月10日
2021年7月1日～2021年7月30日	2021年5月11日～2021年6月10日
2021年8月1日～2021年8月31日	2021年6月11日～2021年7月10日
2021年9月1日～2021年9月30日	2021年7月11日～2021年8月10日

※令和3年（2021年）1月及び令和3年（2021年）2月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時ご覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp